

○門真市立文化会館条例

昭和43年7月3日条例第33号

〔注〕平成12年3月から改正経過を注記した。

改正

昭和48年6月1日門真市条例第15号

昭和48年6月12日門真市条例第17号

昭和51年3月31日門真市条例第12号

昭和53年12月25日門真市条例第38号

平成12年3月29日門真市条例第17号

平成19年9月30日門真市条例第28号

平成23年9月29日門真市条例第21号

平成24年12月28日門真市条例第38号

平成26年3月28日門真市条例第9号

門真市立文化会館条例

(設置)

第1条 市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため、門真市立文化会館（以下「会館」という。）を門真市中町2番3号に設置する。

(事業)

第2条 会館は、次の各号に定める事業を行うほか、会館の施設を市民の使用に供する。

- (1) 定期講座の開設
- (2) 討論会、講習会、講演会及び実習会等の開催
- (3) 図書の閲覧及び記録、模型、資料等の展示
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会の開催
- (5) 各種の団体、機関等との連絡
- (6) その他前条の目的を達成するため必要な事業

一部改正〔平成12年門真市条例17号〕

(職員)

第3条 会館に館長、主事及びその他の職員を置く。

(使用許可)

第4条 会館を使用する者は、あらかじめ門真市教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可を行う場合において、管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

（使用制限）

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、施設及び器具等を毀損又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、使用させることが適当でないと認めるとき。

一部改正〔平成24年門真市条例38号〕

（使用許可の取消し等）

第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、使用の許可を取り消し、又は使用の停止その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則又は使用の許可条件に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 災害その他緊急事態が発生したとき。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあるとき。

2 前項の規定による使用の許可の取消し等により使用者に損害が生じても、委員会はその責めを負わない。

全部改正〔平成24年門真市条例38号〕、一部改正〔平成26年門真市条例9号〕

（使用料）

第7条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納することができる。

一部改正〔平成23年門真市条例21号・26年9号〕

(使用料の減免)

第8条 市長は、使用者が公用、公益事業若しくは社会教育のために使用するとき又は特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成24年門真市条例38号・26年9号〕

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により、使用できないとき又は市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

一部改正〔平成26年門真市条例9号〕

(使用者の権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡若しくは転貸することができない。

(損害賠償)

第11条 使用者の責めに帰すべき事由により、建物、設備及び器具等を毀損し、又は滅失したときは、使用者においてその損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、使用に関して生じた一切の事故について、その責めを負うとともにその生じた損害を賠償しなければならない。

3 第6条の規定により使用許可を取り消された場合において使用者に損害が生じても委員会は、その責めを負わないものとする。

一部改正〔平成24年門真市条例38号〕

(特別設備の設置)

第11条の2 使用者が施設に特別な設備を設置しようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、特に必要があると認めるときは、使用者に対し管理上必要な設備を命ずることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成26年門真市条例9号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年 6 月 1 日門真市条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年 6 月12日門真市条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年 3 月31日門真市条例第12号）

- 1 この条例は、昭和51年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行日前に納付済の使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年12月25日門真市条例第38号）

- 1 この条例は、昭和54年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の門真市立文化会館条例別表の規定は、施行日以後に行う文化会館の使用許可から適用し、施行日前に行つた文化会館の使用許可については、なお従前の例による。

附 則（平成12年 3 月29日門真市条例第17号）

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 9 月30日門真市条例第28号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 9 月29日門真市条例第21号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年12月28日門真市条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月28日門真市条例第 9 号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7条関係）

施設名	定員	時間別					
		午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時 30分まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時 30分まで	午前 9 時から午後 9 時 30分まで
	人	円	円	円	円	円	円
ホール	100	3,200	3,200	3,600	5,750	6,100	9,000
第 1 会議室	30	1,200	1,200	1,350	2,150	2,250	3,350

第2会議室	30	1,200	1,200	1,350	2,150	2,250	3,350
和室	30	850	850	1,100	1,450	1,800	2,150
料理講習室	30	2,750	2,750	3,100	4,800	5,500	7,200
絵画室	30	1,250	1,250	1,400	2,250	2,350	3,500
音楽室	30	1,600	1,600	1,800	2,850	3,050	4,500
第3会議室	50	1,750	1,750	2,000	3,150	3,350	4,950

備考 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

全部改正〔平成19年門真市条例28号〕